

電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、正会員及び電子募集会員が行う電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等並びに株主一元化クラウドファンディング業務に関する社内体制の整備、審査、情報提供などについて遵守すべき事項等を定めることにより、業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子募集取扱業務…金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の2第1項第6号に規定する電子募集取扱業務をいい、金商法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に限り、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第15条の4の3第1項各号に規定されるものを除く。）を対象とするものに限る。
- (2) 電子申込型電子募集取扱業務…電子募集取扱業務のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第70条の2第3項第1号及び第2号に掲げる方法により顧客に有価証券の取得の申込みをさせる業務（株主一元化ファンドに係るものを除く。）をいう。
- (3) 第二種少額電子募集取扱業務…金商法第29条の4の3第3項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。
- (4) 電子申込型電子募集取扱業務等…電子申込型電子募集取扱業務及び当該業務において取り扱う有価証券に係る金商法第2条第8項第9号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。）並びに電子募集会員による第二種少額電子募集取扱業務をいう。
- (5) 募集又は私募の取扱い…金商法第2条第8項第9号に規定する募集又は私募の取扱いをいう。
- (6) 発行者…金商法第2条第5項に定める発行者（同条第2項各号に掲げる権利に係る者に限る。）をいう。
- (7) みなし有価証券の持分に係る契約…顧客と発行者との間で締結されるみなし有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利をいう。以下同じ。）の持分等に関する契約をいう。

- (8) 募集・私募の取扱い契約…第 20 条に規定する募集又は私募の取扱いに関する契約をいう。
- (9) ホームページ…金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法をいう。
- (10) 電子メール等…ホームページの方法による金商法第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号に掲げる行為を行う場合において、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）をいう。
- (11) ホームページ等…ホームページ及び電子メール等をいう。
- (12) 電子募集業務…金商法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する電子募集業務をいい、金商法第 3 条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に限り、施行令第 15 条の 4 の 3 各号に規定されるものを除く。）を対象とするものに限る。
- (13) 電子申込型電子募集業務…電子募集業務のうち、金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる方法により顧客に有価証券の取得の申込みをさせる業務をいう。
- (14) 電子申込型電子募集業務等…金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項に定める電子申込型電子募集業務等をいう。
- (15) 募集又は私募…金商法第 2 条第 8 項第 7 号に規定する募集又は私募をいう。
- (16) 貸付事業等権利…金商法第 29 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する貸付事業等権利をいう。
- (17) 特定投資家…金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。
- (18) 株主一元化ファンド…株主一元化のために、一の株式会社が新規発行する非上場株式等に対する投資を行う金商法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利であって、株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するもの
- (19) 非上場株式等…国内の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券、新株予約権証券をいう。
- (20) 株式投資型クラウドファンディング業務…非上場株式等について行う金商法第 29 条の 4 の 2 第 9 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。
- (21) 株主一元化クラウドファンディング業務…金商業等府令第 6 条の 3 各号に掲げ

る方法による募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いであって、同府令第70条の2第3項各号に掲げる方法により当該行為の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものにより株主一元化ファンドの募集行為が行われるものをいう。

第2章 一般規定

(適切な情報提供)

第3条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客（細則で定める者を除く。次項において同じ。）が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報を、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて分かりやすく提供しなければならない。

2 前項において、正会員は、主として金銭の貸付けを出資対象事業とする金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利（以下「貸付型ファンド」という。）について、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合、顧客が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報として、細則に定める情報を提供しなければならない。

(申込期間中の閲覧)

第4条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、これらの業務に関する申込期間中は、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおいて、当該募集に係る内容を投資者が閲覧できる状態におかななければならない。

(ホームページにおける情報提供)

第5条 正会員及び電子募集会員は、金商法第43条の5に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第146条の2の規定を遵守するものとする。

2 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商業等府令第146条の2第3項の事項と同等のものとみなして、同条の規定を遵守するものとする。

- (1) 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等として行う旨
- (2) 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に関して、金融商品取引法上の開示は義務付けられていない旨
- (3) 発行者が作成する第24条第1項第5号又は第6号（第5号に定める書面を作成しない場合に限る。）に掲げる書面について、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けていない場合にはその旨
- (4) 分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当することがある場合にはその旨
- (5) 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う

有価証券について、取引の参考となる気配及び相場が存在しない場合又はその換金性が著しく乏しい場合にはその旨

- (6) 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、当該有価証券の売買を行ったとしても、その権利の移転が発行者に認められない可能性がある場合にはその旨
 - (7) 顧客が取得する有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること。
 - (8) 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法で回答することができない旨
 - (9) 顧客が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に関して正会員及び電子募集会員に照会する場合の連絡方法
 - (10) 第21条第2項の規定により、正会員及び電子募集会員が発行者に応募代金（金商業等府令第70条の2第2項第4号に定める応募代金をいう。以下同じ。）を払い込む場合にはその旨
 - (11) 第24条第5項に基づく顧客への定期的な情報の提供方法
 - (12) 発行者と正会員及び電子募集会員との間で利害関係が認められる場合にはその内容
 - (13) 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に投資するに当たってのリスク
 - (14) 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務を行うに当たり、顧客が取得する有価証券の個別払込額は、施行令第15条の10の3第2号に掲げる要件を満たすものに限られること。
 - (15) 第19条に基づき発行者等の審査を行っている旨及びその審査項目
- 3 正会員及び電子募集会員は、前項第2号から第7号まで、第10号及び第13号に掲げる事項については、金商業等府令第146条の2第2項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

(契約締結前の情報提供)

- 第6条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、金商法第37条の3第1項に定める情報の提供を行うに当たっては、前条第2項各号に掲げる事項（該当する事項に限る。この条において同じ。）を含めて提供しなければならない。
- 2 前項の場合において、前条第3項に掲げる事項については、金商業等府令第79条第2項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

第3章 禁止等規定

(訪問又は電話の禁止等)

第7条 正会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客（特定投資家である法人顧客を除く。）に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第7号から第9号に掲げる行為を行ってはならない。

2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務以外の方法で募集の取扱い又は私募の取扱いを行ってはならない。

3 正会員及び電子募集会員は、前2項を遵守するため、必要な業務管理態勢を整備しなければならない。

第4章 取引

(第二種少額電子募集取扱業務における募集金額等の上限)

第8条 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第16条の2第1項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券の発行価額の総額が金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第15条の10の3第1号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。

2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第16条の2第2項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券に対する1顧客当たりの個別払込額が施行令第15条の10の3第2号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。

3 電子募集会員は、前2項の規定を遵守するため、当該一の発行者への事前確認を行うこと等の必要かつ適切な措置を取るために、社内体制を整備しなければならない。

(中途での解約の禁止又は制限についての表示)

第9条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に関して、応募代金を充てて行う事業その他運用行為（信託財産の運用を含む。以下「事業等」という。）の性質上、又はみなし有価証券の持分に係る契約により、その事業等の終了までの間、中途での解約が禁止又は制限されている場合には、その旨及びその制限の内容を当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示しなければならない。

(他の正会員等への募集又は私募の取扱いの委託)

第10条 正会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、他の金融商品取引業者又は登録金融機関に募集又は私募の取扱いを委託する場合には、当該正会員は、当該他の金融商品取引業者又は登録金

融機関が本協会の正会員であるか又は本協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を遵守するための体制を整備している者であることを確認しなければならない。

2 正会員は、前項の募集又は私募の取扱いの委託を行う場合には、委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関との間で、別に募集又は私募の取扱いに関する契約を締結しなければならない。

3 前項の契約書には、以下の事項について規定するものとする。

- (1) 委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が、正会員の委託を受けて募集又は私募の取扱いを行うことを顧客に説明しなければならない旨
- (2) 委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が実施する募集又は私募の取扱いに係る審査に関する必要な事項
- (3) 第24条に定める発行者からの情報に関する委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関に対する情報提供に関する必要な事項

(正会員及び電子募集会員の役職員等による購入条件及びその開示)

第 11 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、自社の役職員等が当該正会員及び電子募集会員がこれらの業務を行う有価証券を購入する場合の購入条件について、顧客と比べて有利とならないようにしなければならない。

2 正会員及び電子募集会員は、前項の購入条件について、ホームページ等で表示を行うこととする。

(特定のみなし有価証券を推奨するためのホームページ等での手数料等の表示)

第 12 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、これらの業務により取り扱う有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（以下「申込期間」という。）の終了（申込期間が延長された場合には延長後の申込期間の終了）までの間、発行者との申し合わせにより、特定のみなし有価証券の購入を推奨し、その購入申込の促進等を目的としてホームページ等での表示を行い、かつ、当該発行者より当該表示に伴う追加の手数料等を徴求することとした場合には、その内容をホームページ等で表示するものとする。

第5章 募集等に関する体制整備

(審査の独立性の確保)

第 13 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、第 18 条に規定する審査を行うため、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 専門の審査部門を設置すること。

- (2) 審査業務を遂行する担当者（以下「審査担当者」という。）は、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを推進する業務（営業業務）に携わらないこと。
 - (3) 審査部門を担当する責任者は、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを推進する部門（営業部門）を担当する責任者とならないこと。
- 2 正会員及び電子募集会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合は、前項に規定する要件を満たしているものとみなす。
- (1) 審査担当者は、当該審査案件に係る募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを推進する業務（営業業務）に携わらないこと。
 - (2) すべての審査案件について、第二種業内部管理統括責任者に関する規則第2条に規定する第二種業内部管理統括責任者（以下「第二種業内部管理統括責任者」という。）を含む複数の責任者等から構成される会議体により、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行うかの判断を行うこと。
 - (3) 第二種業内部管理統括責任者が、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いの判断に係る資料及び情報の重要性について分析及び評価を行い、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行うかの判断について、その過程の適正性を確認すること。

（審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備）

第14条 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行おうとする正会員及び電子募集会員は、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いに関する審査を行うに際しては、審査項目（第19条に規定する審査項目をいう。以下同じ。）を社内規則として定めなければならない。

- 2 正会員及び電子募集会員は、前項に定める社内規則に基づく審査項目について審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。
- 3 正会員及び電子募集会員は、本協会が求める場合には、前2項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。

（社内規則等の充実）

第15条 正会員及び電子募集会員は、前条の社内規則及び社内マニュアルについて、適宜、その内容を見直し、充実させるものとする。

（社内記録の作成、保存）

第16条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いに関する審査において収集した

資料及び情報（当該募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いの判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価に関する記録

(2) 募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行う判断の基となった資料及び情報並びに当該判断の形成過程に係る記録

2 前項の場合において、正会員及び電子募集会員は、金商業等府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 1 項第 5 号イに関する記録について、同条第 3 項の規定による保存期間を遵守するものとする。

（社内規則等の遵守の確認）

第 17 条 正会員及び電子募集会員は、第 14 条第 1 項に定める社内規則及び同条第 2 項に定める社内マニュアルの遵守状況について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。

第 6 章 適切な審査の実施

（適切な審査）

第 18 条 正会員及び電子募集会員の審査担当者は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、審査項目について、適切に募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いに関する審査を行わなければならない。

2 正会員及び電子募集会員の審査担当者は、審査項目について審査するため、発行者に対して確認すべき内容を書面により送付し、その内容を書面により受領するよう努め、必要に応じて、当該発行者との間で面談を行うものとする。

（審査項目）

第 19 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行うに当たっては、次の各号に掲げる有価証券の種類及び当該有価証券に係る事業等の内容に応じて、それぞれの審査項目について適切に審査を行わなければならない。

(1) 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であって、金商法第 2 条第 2 項第 5 号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であって、これらの権利に類するものを含む。以下「ファンド」という。）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であって、金商法第 2 条第 2 項第 3 号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む。）

- ・ 事業等の実在性
- ・ 資金調達者としての適格性

- ・財政状態及び経営成績
- ・事業等の計画及び見通し
- ・事業等のリスクに関する検討
- ・調達資金の額、その使途
- ・発行者と正会員及び電子募集会員との間の利害関係の状況
- ・経理の状況（分別管理の状況を含む。）
- ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況
- ・適切な情報提供を行う体制
- ・その他必要と認める事項

(2) 信託の受益権（外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む。以下、第24条において同じ。）

- ・事業等の実在性（法令による許認可を受けて信託業を営む者が受託者となる場合を除く。）
- ・資金調達の適格性
- ・事業等のリスクに関する検討
- ・調達資金の額、その使途
- ・発行者と正会員及び電子募集会員との間の利害関係の状況
- ・経理の状況（分別管理の状況を含む。）
- ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況
- ・信託財産（組入予定のものを含む。）と運用方針との適合状況
- ・事業等の収益の見通し
- ・適切な情報提供を行う体制
- ・その他必要と認める事項

2 前項各号の審査項目については、細則でその細目を定めるものとする。

第7章 契約の締結

（発行者との間の契約の締結）

第20条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、あらかじめ、発行者との間で、当該正会員及び電子募集会員に対する第24条第2項に定める情報の提供その他の本規則を遵守するために必要な事項が定められた募集・私募の取扱いに関する契約を締結しなければならない。ただし、正会員及び電子募集会員が発行者と別に締結する業務委託契約その他の契約（以下「別契約」という。）により当該必要な事項が定められている場合は、この限りでない。

第8章 募集又は私募の申込み

(特定有価証券等管理行為を行う場合の応募代金の管理等)

第21条 正会員及び電子募集会員（当該正会員及び電子募集会員の資本金の額又は出資の総額が5,000万円以上であつて、特定有価証券等管理行為を行う場合に限る。本条において同じ。）は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、発行者が設定する目標募集額に達するまでの間は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2に規定する方法により、顧客の応募代金を管理するものとする。

2 前項の目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約により発行者の事業等が開始される（事業等がすでに開始されている場合にあっては、応募代金により当該事業等が継続して行われる場合を含む。）場合には、正会員及び電子募集会員は、当該発行者に応募代金を払い込むこととする。

3 正会員及び電子募集会員は、発行者が定める申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合等の取扱いについては、募集・私募の取扱い契約で定めることとし、当該取扱いについて顧客に誤解を生じさせないよう必要な措置を取らなければならないものとする。

4 正会員及び電子募集会員は、前3項の内容について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。

(特定有価証券等管理行為を行わない場合の応募代金の取扱い)

第22条 正会員及び電子募集会員（特定有価証券等管理行為を行わない場合に限る。本条において同じ。）は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、募集・私募の取扱い契約において、当該発行者が設定する目標募集額に達するまでの間は、当該発行者に対して応募代金の払込みを行わないこととするよう定めなければならない。ただし、目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約により、発行者の事業等が開始される（事業等がすでに開始されている場合にあっては、応募代金により当該事業等が継続して行われる場合を含む。）場合には、この限りでない。

2 正会員は、電子申込型電子募集業務等に関して、顧客とのみなし有価証券の持分に係る契約において、設定する目標募集額に達するまでの間は、応募代金の払込みを行わないこととするよう定めなければならない。ただし、目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約により、当該正会員の事業等が開始される（事業等がすでに開始されている場合にあっては、応募代金により当該事業等が継続して行われる場合を含む。）場合には、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、本条の場合に準用する。この場合において、前条第3項中「募集・私募の取扱い契約」とあるのは「電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は募集・私募の取扱い契約、電子申込型電子募集業務等を行う正会員はみなし有価証券の持分に係る契約」、同条第4項中「前3項の内容」とあるのは、

「前条第3項及び前2項の内容」と読み替えるものとする。

(有価証券の取得の申込みの撤回及び契約の解除)

第23条 正会員及び電子募集会員は、顧客（特定投資家を除く。）が、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して8日を経過するまでの間は、当該顧客と発行者との間で締結される、みなし有価証券の持分に係る契約において、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る契約の解除ができること及びその方法を確認しなければならない。

2 正会員及び電子募集会員は、前項の場合において、当該顧客がすでに応募代金を払い込んでいる場合の返金方法について、当該顧客と発行者との間で締結されるみなし有価証券の持分に係る契約において定められていることを確認しなければならない。

3 正会員及び電子募集会員は、前2項の内容について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。

第9章 顧客への情報提供

(みなし有価証券に係る事業等の状況に係る情報提供)

第24条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行うにあたっては、発行者が顧客（特定投資家を除く。以下、本条において同じ。）と締結するみなし有価証券（以下、本条において同じ。）の持分に係る契約において、顧客に対し、以下の各号の情報について、対象期間（直前の基準日（情報提供の基準とした日をいう。）の翌日（初めて情報提供を行う場合にあっては、事業等を開始した日）から当該情報提供の基準日までの期間をいう。以下同じ。）毎に適切に情報提供する旨が規定されていることを確認しなければならない。

(1) 情報提供の対象期間

(2) 基準日時点における事業等の動向（対象期間以前の動向を含む。）

(3) 対象期間中の事業等の経過及び応募代金の使途

(4) 対象期間における分配又は配当金及び償還金に関する次の事項

イ) 対象期間における分配又は配当金及び償還金の有無

ロ) 対象期間における分配又は配当金及び償還金の金額

ハ) 対象期間における一口当たりの分配又は配当金及び償還金の金額

(5) 基準日時点におけるファンド（事業者の貸借対照表及び損益計算書とは別に当該ファンドの貸借対照表及び損益計算書を作成することが困難なものを除く。）若しくは信託の受益権に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報（貸借対照表及び損益計算書に記載された情報のうち主な経営又は財務指標となるものをいう。以下同じ。）を記載した書面

(6) 発行者（信託の受益権においては受託者をいい、当該信託が管理型信託である場合

及び事業者が一のファンドの出資対象事業のみを行う場合を除く。)及び当該発行者からみなし有価証券に係る事業等の全部又は主要な業務の委託を受けた者の直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報を記載した書面

(7) 発行者が作成する第5号又は第6号(第5号の適用を受けない場合に限る。)に規定する貸借対照表及び損益計算書(以下「ファンド等の貸借対照表及び損益計算書」という。)が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し

(8) 基準日時点の分別管理の状況(金商法第40条の3の対象となるものに限る。)

(9) 対象期間中に事業等に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨及びその要因

2 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約(第20条ただし書きにおいては、別契約。以下同じ。)において、発行者が当該正会員及び電子募集会員に対し、前項各号の情報について、対象期間毎に適切に情報提供する旨が規定されていることを確認しなければならない。ただし、顧客が特定投資家に限定される場合は、この限りでない。

3 対象期間は、1年を超えてはならない。

4 正会員及び電子募集会員は、第1項のみなし有価証券の発行価額の総額が5億円以上である場合(細則に定める場合を除く。)には、みなし有価証券の持分に係る契約及び募集・私募の取扱い契約において、発行者は、ファンド等の貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人の外部監査を受ける旨が規定されていることを確認しなければならない。

5 正会員及び電子募集会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおける顧客専用画面において顧客の閲覧に供する方法、電子メールによる送付その他の方法により当該情報を提供するものとする。

(1) 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員が発行者から第1項各号の情報提供を受けた場合

(2) 電子申込型電子募集業務等を行う正会員において、第1項各号の情報提供を行う場合

(モニタリング等)

第25条 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約に基づき前条第1項の情報の提供を受けたときは、遅滞なく、当該情報に基づく発行者の事業等の状況並びに発行者による顧客の応募代金及び運用財産(金銭に限る。以下同じ。)の分別管理の状況(第3項及び第4項において「事業等の状況等」という。)について、確認を行わなければならない。

- 2 発行者から正会員及び電子募集会員に提供を受けたファンド等の貸借対照表及び損益計算書が、公認会計士又は監査法人から監査を受け、監査報告書の提出を受けたものであることを当該正会員が確認したときは、前項の規定は適用しない。
- 3 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、発行者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。
 - (1) 発行者が募集・私募の取扱い契約に基づき前条第1項に定める情報を提供しないとき。
 - (2) 第1項の確認の結果、事業等の状況等に不正又はその疑いが認められたとき。
 - (3) その他正会員及び電子募集会員が事業等の状況等に不正又はその疑いを知ったとき。
- 4 電子申込型電子募集業務等を行う正会員は、事業等の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。
- 5 本条の規定は、細則で定める場合に適用しない。

第10章 株主一元化クラウドファンディング業務

(ホームページにおける情報提供)

- 第25条の2 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務を行うに当たっては、金商業等府令第146条の2第3項で定める事項(施行令第15条の4の3第1項に定める有価証券について行う場合を除く。)、第5条第2項各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項について、金商法第43条の5及び金商業等府令第146条の2に定める措置と同様の措置を講じなければならない。
- (1) 株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱う株主一元化ファンドの取得にあたっては、金銭的利益の追求よりむしろ、投資先法人及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきこと。
 - (2) 株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱う株主一元化ファンド及びその発行者、その投資対象に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。
 - (3) 株主一元化ファンドは、実質的には、株式投資型クラウドファンディングに代わるものであること及びファンドの投資対象である非上場株式等に係る投資判断を顧客自らが行う必要がある旨
 - (4) 投資先法人に対する株主としての権利行使に係る出資者の意向の反映方針
- 2 前項において、正会員は、第5条第2項のうち第2号から第7号まで、第10号及び第13号に掲げる事項については、金商業等府令第146条の2第2項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

- 3 第1項において、第5条第2項各号に掲げる事項について、金商法第43条の5に規定する措置と同様の措置を講じるにあたっては、第5条第2項各号中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは、「株主一元化クラウドファンディング業務」、同項第14号中「電子募集会員」及び「第二種少額電子募集取扱業務」とあるのは、それぞれ「正会員」及び「株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。

(契約締結前の情報提供)

第25条の3 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合において、金商法第37条の3第1項に定める情報の提供を行うに当たっては、第5条第2項各号に掲げる事項（該当する事項に限る。この条において同じ。）及び前条第1項各号に掲げる事項を含めて提供しなければならない。この場合において、第5条第2項各号中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは、「株主一元化クラウドファンディング業務」、同項第14号中「電子募集会員」及び「第二種少額電子募集取扱業務」とあるのは、それぞれ「正会員」及び「株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。

- 2 前項の場合において、前条第2項に掲げる事項については、金商業等府令第79条第2項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。
- 3 正会員が、募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、前項に加えて、金商業等府令第83条第1項第3号から第6号に掲げる事項を含めて金商法第37条の3第1項に定める情報の提供を行わなければならない。この場合において、金商業等府令第83条第1項第6号中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務」、同号ホ「第70条の2第2項第2号に規定する措置」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他当該業務の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（当該業務において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置」と読み替える。

(確認書の徴求等)

第25条の4 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務による株主一元化ファンドの取得を初めて行う顧客から、契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第1項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株主一元化クラウドファンディング業務による株

株主一元化ファンドの取得に関する確認書を徴求しなければならない。

(勧誘手法併用の禁止)

第 25 条の 5 正会員は、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、株主一元化クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。ただし、特定投資家（個人を除く。）を対象とする場合は、この限りでない。

(株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限)

第 25 条の 6 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務において、細則に規定する算定方法による株主一元化ファンドの発行価額の総額が施行令第 15 条の 10 の 3 第 1 号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。

2 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務において、細則に規定する算定方法による株主一元化ファンドに対する 1 顧客当たりの個別払込額が施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。

(準用)

第 25 条の 7 正会員が、募集又は私募の取扱いによる株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条から第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 23 条、第 24 条を準用する。この場合において、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務」、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条第 2 項及び第 5 項第 1 号中「電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「募集又は私募の取扱いによる株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。

2 正会員が、募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条から第 19 条、第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条、第 24 条（第 2 項を除く。）を準用する。この場合において、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務」、第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 24 条第 5 項第 2 号中「電子申込型電子募集業務等」とあるのは「募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。

(株主一元化ファンドに投資するファンドに係る特則)

第 25 条の 8 株主一元化ファンドに対する投資のみを行うファンドは、本章の規定の適用

については、株主一元化ファンドとみなす。

- 2 前項の規定は、株主一元化ファンドとみなされたファンドに対する投資のみを行うファンドに準用する。

第 11 章 報告

(本協会への報告等)

第 26 条 電子申込型電子募集業務等、電子申込型電子募集取扱業務等又は株主一元化クラウドファンディング業務を行う正会員及び電子募集会員は、本協会にこれらの業務に関する取扱状況の報告を行うものとする。ただし、これらの業務の対象となる有価証券が、貸付事業等権利である場合には、この限りでない。

- 2 本協会は、前項の報告内容を取りまとめ、その概要を公表することとする。
- 3 前各項に掲げる事項の具体的内容は、細則に定めることとする。

第 12 章 システム整備

(ホームページ等のシステム管理)

第 27 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等、株主一元化クラウドファンディング業務の円滑かつ適正な運営を図るため、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等その他当該電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において用いるシステムの十分な管理を行わなければならない。

第 13 章 社内規則等

(社内規則の整備)

第 28 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等若しくは電子申込型電子募集取扱業務等又は株主一元化クラウドファンディング業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、社内管理体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。

(細則等)

第 29 条 この規則のほか、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等並びに株主一元化クラウドファンディング業務に関して必要な事項は、細則及び「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン」に定めるところによるものとする。

付 則（平成 27 年 5 月 26 日）

1. この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。
2. この規則は、施行日以後に正会員及び電子募集会員が新たに行う電子申込型電子募集取扱業務等による金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為について適用する（正会員にあっては、金商法第 31 条第 4 項に規定する電子募集取扱業務に係る変更登録の申請を行い当該変更登録を受けた後に限る。）。

付 則（令和 2 年 8 月 4 日）

この改正は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条第 1 号及び第 6 号を改正。
- (2) 第 5 条第 2 項第 20 号を改正。
- (3) 第 10 条を改正。
- (4) 第 30 条を改正。
- (5) 第 33 条を改正。
- (6) 第 36 条第 1 項第 1 号を改正。

付 則（令和 2 年 12 月 17 日）

この改正は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 38 条から第 44 条を削除。

付 則（令和 6 年 10 月 25 日）

1. この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行し、同日以後に正会員が開始した電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等から適用する。
2. この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集取扱業務等（貸付型ファンドに係るものを除く。次項において同じ。）を行っている正会員及び電子募集会員は、改正後の第 5 条第 2 項及び第 24 条の規定の適用については、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3. この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集取扱業務等を行っている正会員及び電子募集会員は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、改正後の第25条の規定は、適用しない。
4. この改正は、施行の日以後に正会員が行う電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等（貸付型ファンドに係るものに限る。）について適用する。ただし、施行日から6月を経過する日までの間（当該正会員が当該期間内に金商法第31条第4項に規定する電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、この限りでない。
5. 改正後の第26条は、令和7年4月1日以降に生じる報告より適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 標題及び第1条を改正。
- (2) 第2条第1号、第3号、第6号から第8号、第10号を改正し、旧第9号を削り、旧第10号から旧第12号を繰上げ第9号から第11号とし、第12号から第17号を新設する。
- (3) 第3条見出し、同条第1項を改正し、第2項を新設。
- (4) 第4条見出し、本文を改正。
- (5) 第5条見出し、同条第2項本文、第1号、第2号、第3号、第5号から第7号、第9号から第14号を改正し、旧第2号及び旧第3号、旧第8号、旧第11号、旧第17号、旧第18号を削り、旧第4号から旧第7号を各2号繰上げ第2号から第5号とし、旧第9号及び旧第10号を各3号繰上げ第6号及び第7号とし、旧第12号から旧第16号を各4号繰上げ第8号から第12号とし、旧第19号及び旧第20号を各6号繰上げ第13号及び第14号とし、第3項を改正。
- (6) 第6条見出し、同条第1項を改正。
- (7) 旧第7条、旧第8条、旧第10条から旧第13条、旧第16条、旧第17条、旧第21条、旧第22条、旧第30条、旧第31条、旧第37条、旧第11章、旧第45条を削り、旧第9条を2条繰上げ第7条とし、旧第14条及び旧第15条を各6条繰上げ第8条及び第9条とし、旧第18条から旧第20条を各8条繰上げ第10条から第12条とし、旧第6章から旧第10章を繰上げ第5章から第9章とし、旧第13章を3章繰上げ第10章とし、旧第23条から旧第29条を各10条繰上げ第13条から第19条とし、旧第32条から旧第36条を各12条繰上げ第20条から第24条とし、旧第46条から旧第49条を各20条繰上げ第26条から第29条とする。
- (8) 第7条第1項を改正し、第3項を新設。
- (9) 第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条第1項、第12条見出し及び本文、第5章表題、第13条、第14条第1項、第16条第1項本文及び第1号、第2号、第17条、第6章表題、第18条見出し及び第1項、第2項、第19条第1項本文及び第1号及び第2号、第20条見出し及び本文、第21条見出し及び第1項から第3項、第22条見出し及び第1項、第3項、第23条見出し及び第1項、第2項、第24条見出し及び第1項本文、第3号、第4号、第2項から第5項、第26条見出し及び第1項、第27条から第29条を改正し、第22条第2項、第24条第1項第1号、第2号、第5号から第9号、第25条を新設。

- (10) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第 1 条本文に定める施行の日」は令和 6 年 11 月 1 日。

付 則（令和 7 年 3 月 17 日）

1. この改正は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。
2. この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等を行っている正会員及び電子募集会員は、改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同年 5 月 1 日までは、なお従前の例によることができる。

付 則（令和 7 年 5 月 1 日）

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条第 1 号、第 12 号及び第 21 号を改正。
- (2) 第 5 条第 2 項第 8 号を改正。
- (3) 第 25 条の 2 第 1 項第 2 号を改正。
- (4) 第 25 条の 5 を改正。
- (5) 「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日」は令和 7 年 5 月 1 日。

付 則（令和 7 年 7 月 15 日）

この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 25 条の 2 柱書を改正。
- (2) 第 25 条の 5 を改正。